

第9期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務 仕様書

1. 業務名

第9期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

2. 期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3. 目的

国や道の動向、洞爺湖町高齢者の状況等を的確に把握するため、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果に基づく課題分析及びニーズの把握等を踏まえ、令和6年度から令和8年度の3年間において、洞爺湖町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、介護保険サービス目標量等を定める「第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、洞爺湖町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、洞爺湖町所管課が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査は洞爺湖町により実施する。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、洞爺湖町所管課が行う（必要な費用についても洞爺湖町が負担する）。

受託者は、洞爺湖町から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 1,200票（回収率約60%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は、洞爺湖町が、要介護（支援）認定者宅への訪問の際に介護支援専門員により実施する。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、洞爺湖町所管課が行う（必要な費用についても洞爺湖町が負担する）。受託者は、洞爺湖町から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	2月13日から5月31日までに認定調査の対象となる高齢者の家族
調査数	1種 300票（回収率約80%見込み）
調査方法	介護支援専門員による聞き取り調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(4) 給付実績集計・分析の実施

洞爺湖町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(5) 計画目標量の設定

第9期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第9期介護保険料の設定支援を行う。

(6) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(7) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第9期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを洞爺湖町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 介護保険運営協議会の運営支援

計画内容を審議するために設置される介護保険運営協議会（6 回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(10) 介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び洞爺湖町において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。

(11) 法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

そのため、第 9 期介護計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめること。

(12) 例規整備支援

基準条例の整備支援

① 基準省令との比較表の提供

次の既存の 3 条例について、基準省令との比較表（該当条文を横並び、差分箇所を色付け・見え消し表示）を提供すること。

- ・「洞爺湖町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- ・「洞爺湖町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」
- ・「洞爺湖町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

② 近隣自治体との比較表の提供

介護保険条例及び介護保険条例施行規則について、近隣自治体（西胆振 3 町）との差分を調査し、調査結果を比較表の形式（該当条文を横並び、差分箇所を色付け・見え消し表示）で提供すること。

③ 条文構造の調査・分析

全国の 1,741 自治体の中から、洞爺湖町介護保険条例及び介護保険条例施行規則と条文の構造が類似している上位 5 自治体を挙げ、調査結果を比較表の形式（該当条文を横並び、差分箇所を色付け・見え消し表示）で提供すること。

(13) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の納品

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。

5. 成果品

- (1) アンケート調査報告書（A4判、80頁程度）：データ一式
- (2) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（A4判、80頁程度）：データ一式
- (3) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要版（A4判、8頁程度）：データ一式
- (4) 先進事例に関わる情報提供資料：データ一式
- (5) 法改正に関わる情報提供資料：データ一式
- (6) 基準省令と洞爺湖町例規との差分比較表：データ一式
- (7) 洞爺湖町例規と近隣自治体例規との差分比較表：データ一式
- (8) 洞爺湖町例規と類似する上位5自治体との差分比較表：データ一式
- (9) 国の動向に関わる情報提供資料：データ一式

6. その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ洞爺湖町と協議し、決定すること。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び道から示されるなど状況が変化した場合には、洞爺湖町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (3) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (4) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいたった計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、平成28年度以降に、洞爺湖町と同等規模の団体及び道内自治体の介護保険事業計画策定実績を有していること、また、全国で第8期介護保険事業計画実績が100件以上あること。
- (5) 本業務において、専門的な立場で介護・高齢者福祉施策について提言できる業務責任者（1名）、業務担当者（1名）を配置するものとする。
また、本業務の総括責任者となる業務責任者は、同種業務及び類似業務すべての実績を有するものとする。
 - ① 同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも主として北海道内の受託実績とする。また受託実績は同種業務及び類似業務すべて過去5年以内（平成29年～令和3年度に業務完了）のものとする。
 - ・同種業務1＝高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画
 - ・同種業務2＝障害者計画及び第6期障害福祉計画・障害児福祉計画
 - ・同種業務3＝地域福祉計画

・類似業務 1 = 総合振興計画

- ② 本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、洞爺湖町に速やかに申し出ること。

以上

